



鳥労発基 0510 第 2 号
令和 6 年 5 月 1 0 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第 26 号。以下「改正指針」といいます。）が令和 6 年 5 月 8 日に公示され、同日（改正指針の別表 1 及び別表 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日）より適用されたところです。

今般、その改正について、別添のとおり令和 6 年 5 月 8 日付け基発 0508 第 1 号をもって、厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましても、ご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正後の指針については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 10 において準用する同令第 24 条の規定により、鳥取労働局労働基準部健康安全課または以下の厚生労働省ホームページより閲覧することができます。

参考 厚生労働省 HP 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（※令和 6 年 5 月 8 日改正版）

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252600.pdf>

